

議 案 第 2 1 号

松戸市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

住民票、マイナンバーカード等への旧氏の記載を可能とする住民基本台帳法
施行令等の改正に併せ、印鑑登録においても旧氏の登録を可能とするため。

松戸市印鑑条例の一部を改正する条例

松戸市印鑑条例（昭和 6 1 年松戸市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第 4 条第 1 項中「記録」を「記載が」に改める。

第 5 条第 2 項第 1 号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号。以下「令」という。）第 3 0 条の 1 3 に規定する旧氏をいう。以下同じ。））」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 3 0 条の 2 6 第 1 項」を「令第 3 0 条の 1 6 第 1 項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第 2 号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第 3 項中「記録」を「記載が」に改める。

第 1 0 条第 3 号中「、氏」の次に「（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。））」を加える。

附 則

この条例は、令和元年 1 1 月 5 日から施行する。